

# 林業普及指導推進要綱の制定について

平成17年3月30日付け 16林整研第169号  
農林水産事務次官から各都道府県知事あて  
最終改正 平成24年4月 6日付け 23林整研第914号

森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）の一部が平成17年4月1日から施行されることに伴い、林業普及指導推進要綱を別紙のとおり制定し、林業普及指導事業を円滑に実施するための技術的助言として、関連する事務の取扱いに関する留意事項を定め、同日から適用することとされたので、御了知願いたい。

また、本事業の実施に当たっては、林業普及指導事業実施要領（昭和58年4月4日付け58林野普第80号農林水産事務次官依命通知）、強い林業・木材産業づくり交付金実施要綱（平成17年3月30日付け16林政経第197号農林水産事務次官依命通知）及び森林づくり交付金実施要綱（平成17年3月23日付け16林整計第361号農林水産事務次官依命通知）を踏まえつつ、適切な実施をお願いしたい。

なお、林業普及指導推進要綱（昭和58年4月4日付け58林野普第77号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。

以上、命により通知する。

## 林業普及指導推進要綱

### 第1 目的

林業普及指導事業は、森林法（昭和26年法律第249号）第187条第1項に規定する林業普及指導員を適正に配置し、林業普及指導員が、森林所有者等に対し林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導を行うとともに、市町村の求めに応じて市町村森林整備計画の作成及びその達成に必要な技術的援助等の協力のうち専門的な技術及び知識を必要とする事項に係るもの等を行い、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的とする。

## 第2 普及指導の対象者

林業普及指導事業における普及指導の対象者は、森林所有者その他林業を行う者又は林業に従事する者及びこれらの後継者並びに市町村とする。なお、必要に応じて、森林ボランティアの指導者等に対しても、普及指導を行うことができる。

## 第3 林業普及指導運営方針

### 1 林業普及指導運営方針の作成

林野庁長官は、都道府県の林業普及指導事業の全国的水準を確保するため、おおむね5年ごとに、林業普及指導運営方針（以下「運営方針」という。）を定めるものとする。

### 2 運営方針の内容

運営方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 普及指導活動の基本的な課題

イ 普及指導活動の方法に関する基本的事項

ウ 林業普及指導員の配置に関する基本的事項

エ 林業普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

オ その他林業普及指導事業の運営に関する基本的事項

### 3 運営方針に関する意見の聴取

林野庁長官は、運営方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、学識経験者等の意見を聴くものとする。

### 4 都道府県に対する通知

林野庁長官は、運営方針を定め、又は変更したときは、遅延なく、都道府県知事（以下「知事」という。）に通知するものとする。

## 第4 林業普及指導実施方針

### 1 林業普及指導実施方針の作成

知事は、運営方針を基本として、おおむね5年ごとに、当該都道府県に係る林業普及指導実施方針（以下「実施方針」という。）を定めるものとする。

### 2 実施方針の内容

実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 普及指導活動の課題

イ 普及指導活動の方法に関する事項

ウ 林業普及指導員の配置に関する事項

エ 林業普及指導員の資質の向上に関する事項

オ その他林業普及指導事業の実施に関する事項

### 3 実施方針に関する意見の聴取

知事は、実施方針を定め、又は変更しようとするときは、必要に応じ、あら

はじめ、学識経験者等の意見を聴くものとする。

#### 4 実施方針の報告

知事は、実施方針を定め、又は変更したときは、林野庁長官に報告するものとする。

### 第5 林業普及指導事業実施計画等

- 1 知事は、実施方針に即し、毎年度、林業普及指導事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、5月末日までに林野庁長官に報告するとともに、関係市町村長に通知するものとする。
- 2 知事は、毎年度の林業普及指導事業の実施状況を明らかにするため、実施計画に基づく事業実績について、翌年度の5月末日までに林野庁長官に報告するものとする。
- 3 林業普及指導員は、実施計画に基づき、担当する普及指導業務についての活動計画を作成するとともに、普及指導活動の結果の概況を記録整理するものとする。

### 第6 普及指導の方法

普及指導に当たっては、指導的林業者及び市町村等を重点的な普及対象とし、自然条件、個々の林業経営の実態等に即したきめ細かな技術及び知識の普及等に努めるとともに、地域の特性に応じた効率的かつ効果的な普及指導の実施に努めるものとする。

### 第7 林業普及指導員

#### 1 林業普及指導員の職務

林業普及指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 林業試験研究機関との情報交換、地域の実態に適合した森林・林業に関する技術の開発及び技術体系の確立
- (2) 普及指導の対象者に接して行う森林・林業に関する技術及び知識についての普及指導
- (3) 森林の施業に関する指導
- (4) 市町村森林整備計画の作成及びその達成に必要な技術的援助その他必要な協力のうち専門的な技術及び知識を必要とするもの
- (5) 普及指導の対象者の実態及び要請等の各種情報の収集整理
- (6) 普及指導の対象者の組織化
- (7) 都道府県の他の行政部門、林業関係団体等に対する森林・林業に関する技術及び知識についての指導助言並びに連絡調整

## 2 林業普及指導員の配置の基準

知事は、地域における森林・林業の実態を勘案し、各種関連事業との密接な連携に配慮しつつ、林業普及指導事業の適正かつ効率的な実施を確保することを旨として、林業普及指導員を配置するものとする。